

第六十三回国会 参議院 法務委員会 會議録 第十一号

昭和四十五年四月二十三日(木曜日)

午後一時二十三分開会

委員の異動

四月十五日

大森 久司君

四月二十二日

龜田 得治君

四月二十三日

西村 関一君

補欠選任

龜田 得治君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

政府委員

法務大臣

法務大臣官房長

法務大臣官房副長

法務大臣官房調査部長

影山 勇君

法務省矯正局長 勝尾 録三君

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

総局総務局長

最高裁判所事務

総局民事局長

事務局側

常任委員会専門

説明員

法務大臣官房訟

務部長

香川 保一君

二見 次夫君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○検察及び裁判の運営等に関する調査(長沼ナキ訴訟に係る福島裁判長忌避申立てに関する件)

○静岡刑務所問題に関する件

○委員長(小平芳平君) たいいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、西村関一君が委員を辞任され、その補欠として亀田得治君が選任されました。

○委員長(小平芳平君) 理事の補欠選任についておはかりいたします。

委員の異動に伴い理事が一名欠員となっておりますので、この際その補欠選任を行ないたいと存じます。

選任につきましては、先例により、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に亀田得治君を指名いたします。

○委員長(小平芳平君) 裁判所法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。小林法務大臣。

○国務大臣(小林武治君) 裁判所法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、近年における経済事情の変動にかんがみ、簡易裁判所が取り扱う民事訴訟の範囲を改定しようとするものであります。

御承知のとおり、簡易裁判所の取り扱う民事訴訟の目的の価額については、昭和二十九年度の改正により、十万円をこえないものとされ、今日に至っております。しかし、その間わが国の経済は著しい成長を遂げてきたのでありまして、統計によりますと、国民の所得や消費にも著しい増大があったほか、物価についてもかなりの程度の上昇を見たことが知られるのであります。かような経済事情の変動を考慮いたしますと、前回の改正以来すでに十数年を経過した今日におきましては、簡易裁判所が取り扱うことができる訴訟の範囲は狭きに失するに至っており、この際、これに右の経済事情の変動に応じた改正を加える必要があると認められるのであります。

そこで、今回、右の経済事情の変動の状況を勘案して、簡易裁判所が取り扱う民事訴訟の目的の価額の上限を三十万円に改めることといたしました。なお、この措置に伴いまして、訴訟の目的の価額を算定することができない請求につきましては、現在と同様に地方裁判所がこれを取り扱うこととなるように、民事訴訟法に所要の改正を加えることといたしております。

以上が裁判所法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(小平芳平君) 以上で説明は終了いたしました。本案に対する自後の審査は後日に譲ります。

○委員長(小平芳平君) 参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

裁判所法の一部を改正する法律案の審査のため、この意見を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法案を議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○小林武君 一、二の点について質問をするわけでございますが、提案がありました提案理由の説明、補足説明書の中に、「沖繩と本土とで、その取得の要件がかなり異なっている上に、弁護士の職務は特に公共性が強く、またその資格は裁判官、検察官の任命資格とも共通であることにかん

がみ、これに本土資格を付与するにつきましては、選考及び試験を行なおう」と書いてあるわけでございます。こういう考え方について、提案者、提案した側においてはいろいろと努力をされたことについて、あるいはいろいろな方面のことを勘案しながらやったことについては、認めることにやぶさかではございませんけれども、私はこの問題についてやはり基本的な考え方が一つあるのではないかと、こう思っているわけです。その点は、一つはやっぱり琉球政府という政府が存在している。もちろんこれは、今度の施政権返還に伴って、沖縄の問題を検討する場合に、琉球政府

それからもう一つは、資格はどんな形で与えられたにしろ、合法的なやり方によって、そうして現在まで弁護士としてやってきた。弁護士としての資格を与えられたということは、一つの既得権であります。その既得権に従って仕事をしてきたわけです。その既得権に従って仕事をしていたわけです。これは提案理由の説明のよきな趣旨によって簡単にやっぱ奪われていいというものではないのか。

第三点として私考えますのは、これも先ほど来申し述べたんでありますけれども、その第二条で

すか、選考の項について、「本邦の裁判官、檢察官又は弁護士として必要な學識及びその应用能力があるかどうかを判定」———こういうことばが使われておりますけれども、前のところで申し上げたように、それらの力があるかどうかという評價の問題になると思うんであります。要件が相違したとか、職務の公共性だとか、それだけの力があるかどうかというようなことは、評価のしかたとしては、これは問題があるのではないかと、こう思うわけです。こういう三点のことについて、どういう見解を持っているか、お聞かせいただきました。

○政府委員(影山勇君) 沖繩の復帰に伴いまして、復帰前に資格免許を一体化するという問題につきましては、ただいま御質問のありましたように、この資格免許は合法的に沖繩において与えられたものであって、復帰に際しても当然これを認むべきであるという御意見は、沖繩においても本土においても存するところでございます。しかし、今回のこの弁護士資格付与に関する特例は、昨年成立いたしました資格免許の一体化法とその目的を同じゅうするものでございまして、そういう点から、本土と一体化し、そして本土の資格を与えるという観点からは、それぞれの資格免許の有する特質を考えまして、やはり何らかの措置をとることが相当と考えられたわけであります。特に弁護士は、人權の擁護、社会正義の実現というような、他の職業よりも特にその点に特殊性を持った職業でございますので、そういう意味で、資格要件のものはだしく異なった資格相互間の平均化と申しますか、一体化を行なうにあたりましては、やはり本土と一体という意味で、本土並みの資格を付与するためには、そこに若干の措置を要するものと考えたわけでございます。

次に、既得権の考え方でございますが、まあ既得権と申しますと、御承知のように、特に法律の条文に既得権を保護しろという成文があるのはおそらくないんじゃないかと思えます。一般的にまあ条理として、すでに持っている権利、利益とい

うものはむやみに剝奪すべきものではないという考え方に立つた一つの法理かと思われませんが、これもやはり必要のある場合、相当の理由のある場合には、既得権の制限がある程度やむを得ない。特に沖繩の弁護士^{（一）}の既得権^{（二）}というのをそのまま考えますと、沖繩限りで仕事を行なうという形の権利だと思われませんが、これが本土と一体化しますと、やはり本土並みの仕事のできる資格ということになりますので、その点を勘案いたしました。こういう措置をとったわけであります。もともと、今回の措置によりまして、この選考に漏れた方あるいは選考を受けられなかった方については、五年間この沖繩で弁護士事務を行なうということにいたしましたのは、まあ一種の既得権思想のあらわれというふうな面もあるかと考えているわけでございます。

それから、本土における裁判官、検察官、弁護士として必要な学識及び能力という点の判定でございしますが、これはまあ仰せのように、非常にむずかしい問題ではございますが、これは本土の弁護士、裁判官、検察官の代表と申すべき方々によつてその審査をすると、選考を行なうということとでございまして、必ずや適正な結果が得られるものと考へているわけでございます。

○小林武君 本土との一体化ということで何らかの措置をとる、一体化するということが、私が言いたいののは、非常に本土というところに重点が置かれて、何か沖繩で資格を持つておった者は本土との一体化にはきわめて、何というかな、力の不足というようなものが意味されておるようにも私は見られるんですね、この法律案全体の中に。私は、そうでなくて、日本国憲法というもののもとにおいて裁判というものが行なわれる、沖繩の場合には施政権を持つておるアメリカの関係で裁判が行なわれたということ、こういう一つの違いは当然考えられなければならない。そういう意味での一体化という問題であるならば、まあ当然これは何らかの措置の中に入り得るものだと思うのですよ。そういう点でいろいろ議論が出てくるという

ことになりまうという、私はその中で考えなきやならぬことは、沖縄は琉球政府であつたということだと思ふのです。それじや沖縄で二十五年間やつておつたのは公共性なんというものは全然なかつたのかというようなことにもなるし、どんな裁判が行なわれておつたんだといへば、これはきわめて本土なんかに来たら問題にならぬような裁判が行なわれていたとか、弁護したとかいふことになると、私はこれはちよつと考え方がおかしいのではないか、こういう観点に立つんです。しかし、適当な措置をとるといふことは、私は裁判官のことは知りませんけれども、たとえば本土の中においても学校の制度が変わりましたときに免許状の切りかえというのがあつたのです、教師の免許状。これも決して、弁護士の方々と仕事の領域は違ひますけれども、どうでもかまわないといふのもんじゃない。その場合に与らるべき一つの何らかの措置といふものは当然、幾らいままで教師をやつておつたからといって無条件にやるというやうなことは、少なくともあの教育の大きな変革の中では許さるべきではないといふこと、しかも大学卒でなきやだめだといふやうな一つの条件が新たに付加されたわけですから、そういう意味では私は何らかの措置といふものはあつてしかるべきだと思つて認めるわけです。その場合と同じやうに、私はこの場合の何らかの措置といふことについては、どうもいままでの実績といふやうなもの、しかもそれは合法的な一つの手続によつて、それは試験でも何でもけつこうですよ、任命のしかたでも何でもけつこうだ、選挙のしかたでも何でも、一つの政府が合法的に行なつた、そのことについて私はちよつと与らるべき措置について問題がある、こう感ずるのです。たとえば選挙試験というやうなものについて、これはあまりやりとりしても時間とりますから、私も早いとこ終りたいですから、言いますという、これは何といひますか、研修ということばがよくありますけれども、研修するとか、それから研究会をやるとか、いろんな方法があるでしょうが、そういう

ものによつて本土との一体化というものを
はかるということが、少なくとも琉球政府に、二
十五年間とにかくその道に携つてきた人たち
を——これは年数から言えば、一年の人も三年の
人もあるかも知れぬけれども、少なくとも二十五
年の沖縄における一つの裁判に関する問題に
は、一年やうと、それは関係者だと思ふので
す。そこで修正案出そうなんという気持ちもござ
いませぬけれども、私は、少なくともそういうも
のが選考とか試験とかいうものに相当強く配慮さ
れないということになると、きわめて不公平であ
るし、妥当性を欠くように思ふのですが、この点
はどうですか。

○政府委員(影山勇) 簡単に答え申し上げます。

やはり本土と一体化いたしますと、沖縄もいわ
ば本土でございまして、そういう意味では、将来
に向かつて弁護士資格というものが本土と一致し
てまいらなければならぬわけでございます。問
題になりますのは、現在の有資格者をどうするか
という点でございますが、この点は、その他の資
格、免許におきましては、講習をしてそれにそ
のまま本土資格を認めるというものでございますが、
弁護士の場合は、資格の取得の要件が、たゞた
び申し上げますように、本土のそれとはなはだしく
異なるものがございますので、やはりこれにつ
いては試験、選考のような措置が必要ではないか
と思ひます。たとえば公認会計士のようなものと
して、昭和三十六年以来試験の方法も試験委員も
すべて共通にいたしておりますので、こういう場
合には簡単に本土資格に移ることができるとい
うわけですが、仰せのようなお考えもございま
しょうけれども、ただいま申しましたような重
要な職業でございまして弁護士についての資格とい
う問題でございまして、その要件のものはだしく
異なる場合にはこういう措置もやむを得ないもの
というふうに考えております。

○国務大臣(小林武治君) 私からお答えをいたし
ておきますが、小林委員のお考え、私にもわか
ります。したがって、これを一番端的に示すもの
は、沖縄にも憲法が施行され、内地の法律がその
まゝいから、いまの沖縄の弁護士さんたちは日
本の法令によつてもうその資格を得たものとみな
すと、こうやれば一番簡単に済むわけで、それが
一番いい形かもしませんが、これにつきまして
はまあいろいろの考え方がありまして、日本弁護
士会等におきましては、これでもまだどうかと、
こういう御意見もありませんし、いわば方々の意
見が折衷されてこの案ができたということござ
いますし、お話のような精神は、私は選考の際に
も十分生かされていたらよろしかろうと、こう
いうふうに思ひまして、さういふ妥協と申しちや
何でありますか、さういふ結果でございまして
ますから、そのような形になった、こういうこと
を申し上げておきます。

○小林武君 大臣のいまの御答弁をいたして、
私はやはり選考その他についても一つのゆとりが
あるように聞かれましたから、さうあつてもいい
たいと思ふのです。

ただ、私、どうも先ほど来の政府委員の考え方
の中に、どうしても何か選考の条件が違うから一
つやっぱり下だというふうな見方は、本土復帰の
際における——これはひとりこの弁護士だけの問
題じゃないのです、よほど考慮を要するところだ
と思ふのです。私は、復帰の条件をどうするか、
復帰の対策をどうするかという問題になった場合
に、これは産業の面においても、あるいは行政の
面においても、あらゆるところに、やはり二十五
年間異民族の支配下にあったということ、少な
くとも沖縄というものは、歴史的に見て、日本本土
との間には、これはもう長い間沖縄の人たちには
一つの抵抗の気持ちがあるわけです。さんざん苦
勞をかけておいて、今度あれするときは沖縄は
一つ低いという感じが少なくともどんなあれにで
も出てくるのはまずいと思ふのです。こういうこ
とを言つてはあれですけども、さういふ沖縄副主

席の方ですか、琉球政府副主席という名刺をいた
だいて、沖縄県副知事というふうなことにこれが
なつたら、これとはいふん感じが違ふ。主席な
んといつたつて、今度知事になつたらどうだとい
うことを考へる。さういふことについては抵抗を
感じたらうしやらないと思ふけれども、やはり
受け入れる側の一つの配慮というものは当然あ
つていいと思ふのです。そんなことはただ名前が
変わっただけだということになるかも知れないけれ
ども、資格を云々される問題になりますと、たい
へんこれは沖縄の人でも不意だといふことにな
るのじゃないですか。先ほど来の御説明による
と、二十五年間の沖縄の弁護士の力というよう
なものはその公共性の上からいつても問題があ
るし、力不足のために非常に沖縄の人たちは日本
本土よりも法律的に不利であつた、裁判上不利が
あつたといふことの結論にもなるわけですから、
この点はなかなかしつくりいかなければいけません。

なおそれから、大臣の答弁の中に一つありまし
たが、そのことで弁護士さんたちが反対だとい
う御意向ですけれども、私が聞いた弁護士さんは、
どういふわけかさうじゃないのです。反対の人も
確かにあるだろう、しかし、選考とか試験とかと
いうことについてはわれわれは賛成でございま
せんという、そのことについては——選考の問題
については多少あとで質問いたしますけれども、
さうではないと、さういふのです。さうして、
少なくともあつた形のアメリカの施政権下にお
ける弁護士というふうなものの活躍の中には、本
土の弁護士とは味わえないような大きな役割りを
果たしてきているといふことをその弁護士さんは
私に話している。評価のしかたといふのはいろいろ
あると思ふんですよ。どうも何だか一枚も二枚
も下だといつたような印象がその法律やまたそれ
を説明する答弁の中にもあるんで、これがどうも
私は専門家でないから特にさういふことを敏感に
感ずるのかしれぬけれども、これはしかし、大臣
のお話にもあつたんですけれども、選考のときは
はこのことがよほど頭にしみ込んでおらぬとい

と、これは大きな不満になると思ふんですが、こ
れは私の思い過ぎですか。

○国務大臣(小林武治君) いや、私は必ずしも思
ひ過ぎだとは思ひません。ことに問題は、沖縄
だけのおやりになつておると、従来と全く同じ
と、さういふことになりません。今度は、この方々
が内地に来て弁護士を自由におやりになれると、
さういふことをきめるわけでございます。そのこ
とが多少いままでのこととは違ひます。したが
つて、この選考とか試験等からでも、沖縄だけお
やりになるなら、これが発効後も五年間おやり
になつてよろしいでしょう、さういふことも言
つておるから、まあ内地へ来てもみんな弁護士の仲
間としてお仕事ができる、さういふことにつ
いては、みんななるべく同じだといふふうな考
え方を持たせたい、さういふことでありますし、そ
れはいま小林委員の言われる、何らか多少向こう
の資格が低い、劣つてゐるんじゃないかといふこ
とが頭にあつてこれをやるんじゃないか、さうい
ふふうな疑惑と申すか、さういふことも考えられ
ることではないかと思ふ。これは私も非常によくな
いと、したがつて、さういふことをできるだけ避
けるために、やっぱりいまおつしやつたようなこ
とを選考の際には頭によく置いてひとつ考へても
らつたらどうかと、さういふようなところがま
んをしてもさうと申しますか——さういふやうなこ
とになると思ひます。

○小林武君 まあいまのその話についてことば
りのようなものをとらえて言うわけじゃないけれ
ども、たとえば沖縄だけではやれるという、さ
ういふ考え方には私はやっぱり問題があるんで
す。沖縄が本土に復帰しても弁護士さんは本土
では通用しないような弁護士さんでも沖縄には通
用するといふような言い方は、まあしかし、その
沖縄の弁護士がこつちへ来て弁護士やるといふこ
とについて、何も迷惑する者はないと思ふん
ですよ。弁護士というのは頼む者と頼まれる者が
あつてやるわけですけども、失敬な言い方です
けれども、あの人を弁護士に頼むのはごめんだと

いう人があるかもしれない。そういう選択の自由があるわけですから、これはほかの商売やつているのと同じようなものだと思うんですよ。だから、この点についてだれもこれは問題もないことだと思ふ。そういうことで先ほど来しつこく言つてゐるんですけれども、やはり大臣もお認めになつたように、一枚低いというような考え方からは抜け切らなければならぬ。しかし、一つの、二十五年間は施政権下にあったということからいって、本土とのいろいろな違いはあるだろう。そういうものを考えるならば、私はやはり、選考ということもさることながら、そういうものを埋め合わせるやり方というのがあるんじゃないか。たとえば、いろいろお話を承ると、裁判官、検察官というような場合には、研究、研修という点については従来もそれなりに手厚くやっておるということも聞いておるわけでありまして、そういうことによつてこれはむしろおこなはれるわけで、私はそういう意味でちょっと不満があるわけですが、率直に、しかし、これはいまここでそういうやりとりを際限なく続けるわけにいきませんけれども、大臣の先ほどのお話のように、このことについては、ひとつ切りかえにあらつて、選考その他についての十分な配慮があつてしかるべきだと思ふ。これを一つ要望申し上げるわけだ。

それから、選考について、私は選考というのは何をやるのかということが一つ不安ですから、これは亀田委員からいふその点について詳細な質問がございましたからいいようなものですけれども、選考という場合には、一体選考するのにはどういふ人がなるのか、選考するときの基準とどういふものがあるのか、私は日本の国の場合でもやはり問題相当感にしているんですよ、この種のものでなくとも。まあそういうこともありますから、選考というのは具体的に一体どんなことが行なわれるかということなんです。

○政府委員(影山勇君) 選考の内容、方法でございますが、これは先ほど申しました司法試験管理委員会が行なうわけでございます。この構成は、前に申しましたように、法務省の事務次官と、それから最高裁判所事務総長、日弁連の代表の方、そういう三者構成で選考の可否をきめるわけでございます。そして、その補助的な機関といたしまして選考委員を設けることになっておりますが、この選考委員はやはり裁判官、検察官、弁護士の実務家の方に出向いていただくということでございまして、先ほど来のお話がありましたように、特に沖繩の弁護士の方が低いからということをやめてかかつてゐるわけでは毛頭ございませんで、ただ一律の試験よりも、いま小林先生のおっしゃいましたように、経歴による実務的経験その他を加味するというような方法で、要するに本土で実務家として通用し得るかどうかの判定ということになるかと思ひます。

○小林武君 この選考の問題は、あとで大森委員から質問があると思うのですけれども、国が裁判官を選考するということの問題が一つ起つてゐる。そのことは大森委員の質問でひとつあれしませんが、私はかなりショックを受けてゐる。ところが、そのほかにも、たとえば教員の世界で管理職になる者を選考する、さらには今度新たに教員になる者を採用するに於いての試験を行なう、こういう場合の選考の場合に出でくる私は非常に大きな問題点は、その人の持つてゐるところの思想がどうか、どういふことをしたかというやうなことが、それは悪いことをしたとは別ですけれども、そうでないことなのに、当然憲法上保障された個人の自由の範囲に、良心の自由の範囲に関する問題でも、選考の場合にははねられる一つの条件になるというところは、これはもう本土といえども、本土のほうが多いのかどうか知らぬけれども、非常に多いわけだ。そういう点、何か選考の場合にそういうやうなことが起りしはしないかという点を非常に問題にしている側もあるし、私もその点についてはあり得ないことではない、いろいろな方面から、これは、いまここでやるあれには必ずあるんじゃないかと思ふ。日本の社会で行なわれているやうなそういう法的なものの中にもそういう事実があるのです。そういう心配になるやうな選考のしかたというものはないわけですね。単なる実務的な問題だけということになりますか。

○國務大臣(小林武治君) これは他の席でもお話がありましたが、この法律は資格をただ定めるだけの法律であつて、あるいは任用とか、採用とか、そういう問題には一切関係がありません。したがつて、この選考においては、いまのお話の心配なされるやうなことが入る余地が全然ない、こういうことを私ははっきりさせておきたいと思ひます。

○小林武君 まあそういう心配はないということでございますから、ないことを願つてやまないのですけれども、アメリカの施政権下における弁護士の立場というものの中には、やっぱり大きく抵抗する場面があるだろう。沖繩県民の、琉球の人たちのために、法廷においてこれを争うということもあるだろうし、そういうことが選考の何かの基準の中に取り入れられるんじゃないかと思ふのはならないと私は思ふのでありますから、非常に先のこととをあまり推測し過ぎるやうな話でございませうけれども、十分考慮していただきたいと思ひます。

○國務大臣(小林武治君) いまのことは、私がここで、国会ではつきり答弁を申し上げたと、こういふことも十分この選考の方々に知らせをいたしたい、かように考えます。

○小林武君 いや質問を終わります。

○山田徹一君 いま、結局はレベルの問題がいろいろ審議されてきたわけですが、かつて、本土から司法関係の人たちあるいは弁護団の人たちで、そういう点について調査なさつたことがありですか。

○政府委員(影山勇君) ちよつと御質問の趣旨がわかりかねますが。

○山田徹一君 レベルをですね。

○政府委員(影山勇君) 前例といたしましては、朝鮮から朝鮮の弁護士資格を持つていられる方が引き揚げてまいりましたときに……。

○山田徹一君 いや、沖繩の司法界の人々に対して。

○政府委員(影山勇君) 沖繩の弁護士さんの能力の調査をしたことがあるかと、こういうお尋ねでございませうか。

○山田徹一君 はい。

○政府委員(影山勇君) そういうことはございませぬ。

○山田徹一君 それでは、この参考資料の関係ですけれども、「沖繩の弁護士資格を有する者(本土の弁護士資格を有する者を除く)」と、こうございまして、現在のこの資格を持つていらつしやる方の中で、本土において司法修習を完了してゐないという方もいらつしやるわけですか。

○政府委員(影山勇君) お尋ねのとおりでございます。

○山田徹一君 そういう方たちは、もうすでに本土で司法修習を終わつてゐるんですから、選考の必要はないように思われるのですが、この点どうなんですか。

○政府委員(影山勇君) この点は、先日お尋ねがございまして、その際に申し上げたわけでございますが、この本土の修習で、修習内容も同じでございますけれども、司法試験は沖繩の司法試験を通じていられる方でございまして、この点は、他の十年、二十年とやっておられる方と同様に、一応選考は受けていただく。ただし、こういう方々は、もちろん学力も応用能力もすぐれていられることと思ひますので、この選考もお通りになることと思ひます。

○山田徹一君 この前の委員会でも亀田委員から質問あつたことですが、この選考の方法ですね、それを聞いていて、まずほとんどの人が選考にパスするやうに私感したわけですが、けれども、いづれにしても、そこにある程度の方が合格しないやうな場合には、沖繩のいわば弁護士が少なくなると、本土から沖繩に行かなきゃな

らぬと、ところが本土と沖縄との経済的——あらゆる面の格差といえますか、本土からあちらのほうへ喜んで弁護士の方々が行かれると、あるいは行きにくいだろうと、いろいろと考えられるわけですが、そういう点に対しての対策は持っていますか。

○政府委員(影山勇吉) 特に対策ということもございませぬが、現在沖縄の弁護士さんの数は本土の他の府県の人口に比較いたしますとかなり多いことになっております。この選考が単なる一律の試験でないという点を考えますと、特に沖縄の司法需要について弁護士不足で困るというようなことにはならないのではないかと推測いたしておるわけでございます。

○山田徹一君 じゃあ、現在ちょっと多過ぎるというふうな感じなんですか。多過ぎるという意味ではないのですか。

○政府委員(影山勇吉) はい。この司法需要をはかるのはなかなかむずかしいのでございしますが、ただいま申しましたのは人口比をとらえただけでございします。

○山田徹一君 次に、この講習の点についてお伺いしますが、過去に、本土から協力という形でか、何らかの形で、研修ですか、そういう講習に匹敵するようなことが行なわれたことはありますか。

○政府委員(影山勇吉) これは裁判官、検察官につきましてはそういうことが行なわれてまいったようではございまして、裁判所は裁判官の研修、法務省は検察官の研修をいたしております。その方法は、こちらから裁判官、検察官の実務家が現地に講師として参りまして講習を行なう、あるいは沖縄の裁判官、検察官が実務研修として本土に参るといふような形で行なわれてきておるといふことでございします。

○山田徹一君 この講習について、沖縄で三カ月程度の講習を行なうことになっておりますが、その講習によって司法官あるいは検察官等が実務に支障を来すという心配はないのでしょうか。

○政府委員(影山勇吉) まず、この講習は選考を

受ける必須的な要件ではございませんので、裁判官、検察官のうちには、あるいは特にこの講習を受けなくてもいいという方もいらっしゃると思えます。しかし、現実には実務をやっている講習を受けたという方のためには、時間的その他いろいろの配慮をして、参加したい場合にはできるようにしたいというふうに考えているわけでございます。

○山田徹一君 もう一つ待遇の問題でございしますけれども、選考に合格をされた中には、当然、判事としてすでに五年も十年も経験を積んでいる方と、それから若い人であるわけですが、そういう人たちの給与の待遇についてはどのようにお考えになっておりますか。

○政府委員(影山勇吉) お尋ねの点は、経過措置として別途考えるわけでございますが、これは他の公務員とも共通な面がございまして、いままでの在職年数をどういうふうな考慮するかということとは経過法の際に検討したいというふうな考えをしておりますが、いずれにせよ何らかの措置が行なわれる予定でございします。

○山田徹一君 優遇される方向に考えていらっしゃるわけですか。

○国務大臣(小林武治君) これはまあ、裁判官も検察官も公務員である。したがって、一般公務員としておそれるそのままだと横すべりでおつきになる、こういうことであります。これはもう内地と一体化の精神によって、内地並みにいろいろなものを経過措置によって直すと、こういうこととなるだろうと、特別に優遇ということではなくて、要するに内地並みになる、こういうふうな思っております。

○委員長(小平芳平君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

と認めて御異議ございませんか。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小平芳平君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 次に、検察及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○大森創造君 時間がございせんから、私が口火を切ったあとから順次きこつたこの問題については質問があるかと思ひます。はしりとして私のほうから三十分で質問をいたします。

長沼ナイキ基地訴訟事件の札幌地裁の福島裁判長の忌避申し立て、その理由は何ですか。

○国務大臣(小林武治君) 私はごく概括的なことを申し上げますが、裁判の公正についての疑いのあるような場合には訴訟手段として忌避ができる、こういうことでございまして、一般の問題でなくて、今回の問題、長沼事件の裁判については、いまの裁判長が取り扱ひになることは裁判の公正を期待できないのではないか、かような疑いを持って忌避をいたしました、こういうことでございまして、またもっと詳しいことにつきましては、御質問によつて事務当局からお答えを申し上げます。

なお、私がこれについてちょっと申し上げてお

きたいことは、これは実はもう単なる訴訟手続法上の問題であるということと同時に、訴訟というものについては国家も個人も同じ当事者にすぎない、別に国家が特別にえらい、こういう関係ではありませぬ。したがって、単純な訴訟は訴訟当事者にすぎない。訴訟をするからには、訴訟というものは争ひであるから、有利な判決をお互いに得たい、こういうことはもう原告も被告も当然であるのでありまして、国のほうも、単なる訴訟当事者として、自己に有利な判決を期待する、得たい、こういうことはもう当然なことでありまして、そのために各種の手段を訴訟手続上とる、こういうことでありまして、今回のこともその一つにすぎない、こういうことでございします。

○大森創造君 後段の部分、私しろうとですが、そんなことはよくわかります。わかるけれども、具体的には福島裁判長を忌避した理由をもっと具体的にひとつおっしゃっていただきたいと思ひます。福島裁判長のいかなる部分が悪いのか。

○説明員(香川保一君) 福島裁判官は青法協の会員でございまして、その青法協がいろいろの運動の一つとして長沼事件の原告側の支援活動を行なつておる、その支援活動を行なつておる青法協に属しておる裁判官が長沼事件そのものを裁判するということは、その裁判の公正について疑念を招くおそれがある、これが今回の忌避の理由でございします。

○大森創造君 そうすると、この青法協に所属している裁判官であれば、福島君でなくても忌避するか。

○説明員(香川保一君) ただいま申しましたように、忌避の理由は、青法協の会員である、単に青法協に所属しておるといふことで忌避を申し立てたのではないのでありまして、長沼事件の支援活動を行なつておると、その青法協に所属してあるといふことでございしますから、青法協の会員であればその裁判官をすべて忌避するというふうな筋合いのものではございません。

○大森創造君 そうすると、憲法擁護などという

運動をしている場合に、公安事件や違憲訴訟などについては忌避する要件になるかな。

○説明員(香川保一君) 個々の訴訟の具体的なケースに応じて慎重に考えなければならぬこととございまして、ただいまの御質問の憲法擁護というふうなことを活動目標にしておるといたしますれば、これは公安事件であろうと、政治的な問題の事件であろうと、それだけで忌避するというわけにはいかぬと、かよに考えます。

○大森創造君 この間私が決算委員会へ出たときに、午前中総理が来て、そのときには私は党大会でいなかったのでございますけれども、午後から法務省が来て、あのときにはどなたがおられましたか。和田静夫君が質問した、そのとき答弁に立ったのは、きょう来ていますか。

○説明員(香川保一君) 政務次官と私でございます。

○大森創造君 そこで、私の記憶では、速記を調べてもらえばわかるけれども、こういう答弁をしているね。福島裁判長が青法協に所属している、その青法協なるものはこれこれこれの活動をしているからまかりならぬ、忌避の理由になるという説明をどなたがしたな。

○説明員(香川保一君) そのときも、ただいま申しましたように忌避の理由を申し上げたわけでございます。それと変わりはございません。

○大森創造君 それはちよつとニュアンスが違うな。それでね、政務次官かあなたかどっちか、こういう答弁をしているはずだよ。福島裁判長個人の問題ではない、青法協というものが各種の運動をしているから、それに所属している福島君は忌避するという答弁をしていたはずだとなつたか。

○説明員(香川保一君) さような趣旨とはちよつと違うと思いますが、青法協は政治活動をやっておるといたしまして、その青法協の会員に裁判官がなるといふことについてとかく言うのは忌避の問題外のことだと思ふのであります。忌避の理由は、あくまでも、長沼事件そのものが訴訟になつておる、その訴訟を担当する裁判官が長沼事

件の支援活動を行なつておる青法協の会員であるという客観的な事情から見まして、外部的にはその裁判の公正について疑惑を持たれるということではやむを得ないことではないか、かような意味で、その裁判に福島裁判官が関与することが適当ではないと、そういうだけのことでございまして。

○大森創造君 この裁判はいつ始まつております。

○説明員(香川保一君) 昨年の十月から始まつております。

○大森創造君 そのころから、有名な男だから、福島裁判長は青法協の会員だということは知つていたんでしょ。

○説明員(香川保一君) 福島裁判官が青法協の会員であることは、御指摘のとおり、当時からうすうす存じておりましたが、その青法協が問題になつておる長沼事件の支援活動をやつておるといふことは、ごく最近私どもが知り得たことでございまして。

○大森創造君 そうですか、ほんとうにそうですか。

○説明員(香川保一君) 間違ひございません。

○大森創造君 それと、最高裁のこの間の岸事務総長の談話というものと、あなたのほうの今度の見解は、関連があるんだろう。

○説明員(香川保一君) 全く関係ございませぬ。

○大森創造君 いつだったかな、四月の何日か、三月何日かに、佐藤総理と中曽根防衛庁長官が長沼ナイキの問題について会談したという記事はよくは見た、新聞で。これは見たことがありますか。

○説明員(香川保一君) 存じませぬ。

○大森創造君 ぼくは見たんだ。そこで聞けれども、どうなんだ、この間の決算委員会の、午前中はぼくは聞いてなかつたが、速記にきつと書いてある。そこで、和田静夫君に電話したが、彼はいないんで、彼は確かめてもいると思うんだけど、この問題は、この間私が聞いたあなたのほうの答弁によるといふと、小林法務大臣にも連絡しない一つの見解であるというようにことを言うたね、どなたか。

○説明員(香川保一君) そのとき申し上げましたのは、この忌避の申し立てについて閣議決定はいつあったのかという御質問がまずございまして、で、事柄の性質上閣議決定を受けるような問題でございませぬし、もちろん閣議決定を経ておりませぬし、閣議に報告するつもりもない、報告もしてない、かように答弁したと記憶いたしております。

○大森創造君 そうすると、小林大臣はこの問題について忌避をしたということについて直接の報告を受けておられますか。

○国務大臣(小林武治君) この点ははっきりしておきたいと思いますが、国が当事者となる裁判については代理人を指定するというのが私の職務です。しかし、訴訟でありまして、一々私は指揮をいたしません。これはいわばおまかせしてあるんだと、こういうことでございまして、で、この問題につきましても、私はむしろ、これを出す前には、こういうことをやるという報告を受け、同意を与えております。しかし、そのことは、私は閣議にははからなければ、どなたにも申し上げておりませぬ。中曽根長官にも言ひませぬし、農林大臣にも申しませぬ。そういうわけであります。

○大森創造君 政府が政治的立場において動いた、決定したという事実はありません。はつきり申し上げておきますが、事務的な訴訟代理人がかかるようなことをするというのを、最終的にその報告を受けて、私は同意をしておる、こういうことでございまして。

○大森創造君 前に戻りますけれども、総理大臣は政府の統一の見解であるというふうに述べたのかな。ぼくはそう聞いたんだ。午後からの和田静夫君の質疑の中からも聞いたんですよ。あなた午前中の決算委員会にはおられましたか。

○説明員(香川保一君) この問題について総理が答弁されるときは出席いたしておりましたけれども、これは速記録でお調べ願ひたい。私の記憶間違ひかもしれませんが、さようなことを総理が言われたようには全然記憶いたしておりませぬ。

○大森創造君 これはすぐ速記を見てみればわかるし、質問した和田静夫君に聞いてもわかることですが、総理は何かいまの法務大臣のようなニュアンスの答弁ではない。小林大臣がそういう態度でおられることは当然であろう。そして総理大臣は小林大臣と同一の立場よりもっと離れておるのだらうと思ふのだけれども、しかし、何か総理が和田静夫君の質問に對して、政府の統一見解らしい、政府としては意思を統一した長沼事件に對する態度の打ち出しをしたのだという趣旨の答弁をしたように私は聞いた。これはみんな不在ですから問題にいたしません。あとで調べます。

○大森創造君 ところで、どうなんですか、もう時間がありませんから、源田実さんが証人に呼ばれておるのはいつですか。

○説明員(香川保一君) 去る三月十三日の口頭弁論期日において決定されました。

○大森創造君 いつ呼ぶことに予定されておりますか。

○説明員(香川保一君) 五月の十五日でございまして。

○大森創造君 青法協というのが長沼ナイキ事件というものに対して支援活動をしていなかったならば、忌避しないのかな。

○説明員(香川保一君) まず忌避はしないだろうと私は思います。

○大森創造君 そう思うのだけれども、それでどうなんだ、沖繩返還、それから憲法擁護、共同声明反対というようにことを運動したらば、どうなる。

○説明員(香川保一君) 具体的にその活動の趣旨なりを調べませんと何とも申し上げられませんが、抽象的ではなはだ恐縮でありますけれども、訴訟で問題になつておることに関連して非常に重要な関係を持つ、そういう関係の政治活動をしておる、あるいは運動をしておるといふことになれば、これはやはり忌避を申し立てるべきであらうというふうに考えます。

○大森創造君 憲法擁護ということをごんごん推

し進める団体、そうすると、長沼は違憲であるというふうに、私はそういうふうな見解を持つ学者、文化人、弁護士などが多いと思うのです。政府は矢張り違憲で負けておるから、今度はその前にチェックするという政治的な意図があったのだらう。

○國務大臣(小林武治君) これは大森委員のお許しがあるならば——先ほど、総理がどう言ったと、こう言われたと思います。私はきわめて率直で、正直でございます。この問題は訴訟手続上の問題がありますから、政府の態度などというものは関係ありません。したがって、少なくとも責任者である私が政府のどなたにも御相談申し上げておりません。ただ、この問題はこういう忌避をするということだけは私は総理に知らせた。こういうことをいたしますということだけ通知をしました。したがって、それが何か頭にあっておつしやうかどうか、それは知りませんが、少なくとも、いま申すように、防衛庁長官にも何も申しませんし、また訴訟の被告である農林大臣にも何も申しません。ただ、私がこういうことをきょうかあすか出しますという通知は、私は総理にいたしておきます。それしかありません。そのことをはつきり申し上げておきます。

○大森創造君 小林大臣ね、青法協という、こういう団体に、弁護士はいいでしょけれども、裁判官が所属するということが望ましいと思うか、思わないか。

○國務大臣(小林武治君) これは、いま裁判官の問題は、私のほうの問題ではありませんから、これは最高裁にお聞きを願いたいと思いますが、もし私が第三者であれば、非常に片寄ったことをその中で特に活動されておるといふようなことは好ましくない。これはしかし、私が言うべきことではあります。私は個人としてそういうふうに考えます。

○大森創造君 長沼ナキ事件について支援活動をしておるから、そういう青法協という団体に参加しておるから、福島裁判長が忌避された、きよ

うの答弁をそういうことに理解していいですか。

○説明員(香川保一君) そのとおりでございます。

○大森創造君 この前の答弁とちよつとニュアンスが違ふのじゃないかな。

○説明員(香川保一君) 同じ趣旨でお答え申し上げたはずでございます。

○大森創造君 憲法擁護ということを進めていくならば、長沼基地反対ということに通じますよ。憲法の問題を研究するというと、長沼ナキ事件に對してどういう態度をとるべきかということが当然疑問になる。そして、この青法協というのが憲法の問題や沖縄の問題や平和の問題を取り上げるといふことになれば、具体的に問題になっている長沼ナキの問題、違憲の問題などというのはそう数多くないから、札幌の青法協の諸君が長沼ナキの問題を憲法の問題として取り上げるのは当然だろうと思うのだ。そうすると、憲法の問題、護憲という立場からする運動ということに對しては、好ましくないと思うのか。

○説明員(香川保一君) 護憲運動それ自体は、ちつとも好ましくないことではないと存じます。

○大森創造君 憲法の問題は人権の問題であるという立場から、イタイタイ病や公害の問題などについて青法協は取り組んでおられる、いろんな問題について取り組んでおられるのだけれども、そのことによつて、それに所属する福島裁判長を忌避するということ——さつき小林法務大臣が言われたように、國だつて当事者だし、それは被告の立場にあるのだから、忌避することは、それはかつてですよ、自由ですけれども、問題が問題で、私は國だから与える影響が非常に大きいと思う。長沼ナキ問題について福島裁判長所属する青法協が具体的な支援活動をしているからまずいのだと。それと、この間の岸事務総長の談話、それは要約すれば、裁判官は政治的団体に加入すべきではないとして、青法協を明らかに意識した見解を述べておられるのだが、いつだったかな、つい最近ですね。これとは関係ないのかな、関係あると考えられるのだけれども。

○國務大臣(小林武治君) 先ほどからお答えしているように、青法協会員であるからどうだという趣旨で忌避をいたしておるのではない。このことが直接この問題に関係しておると、こういうことの答弁はいたしておりますが、私もはいまの最高裁の所見というものに関係はしておりませんということをはつきり申し上げておきます。これは法務省が訴訟当事者としての考えでいたしたのでございます。

○大森創造君 青法協の方針そのものは、いいと思うか、悪いと思うか。

○説明員(香川保一君) その点については、とかく申し上げる必要はないと思ひます。

○大森創造君 長沼ナキ事件について見解を出すのはどうだらう。

○説明員(香川保一君) 誤解のないように、くどいようでございますが、今回の忌避の申し立ては、青法協がいろいろの政治活動をしておる、あるいは長沼の支援活動をしておること自体を非難するといふふうなことで毛頭ないのでありまして、長沼の支援活動をしてる会に所属して、そのことも別に非難しておるわけではないのでありまして、所属しておるから、当該裁判をした場合に、外部から見れば、そういう支援活動をしてる団体に属しておる者が当該事件の裁判をするといふことになりますれば、外から見れば裁判の公正について疑問が生ずるということ、そういうことは裁判の権威を維持するために好ましくないといふこと、だからその裁判だけは関与しないでいただきたい、かような趣旨が忌避の申し立てなんでございます。青法協の活動がいいとか悪いとか、あるいはそれに所属することがいいとか悪いとかいふふうなことは、全然関係のないことでございませう。

○大森創造君 そうすると、この青法協に所属するといふことが忌避の理由にはならぬのであつて、忌避に関係がないことである、しかし世間の誤解を招くからと、そういうことかな。

○國務大臣(小林武治君) 先ほどからお答えしているように、青法協会員であるからどうだという趣旨で忌避をいたしておるのではない。このことが直接この問題に関係しておると、こういうことの答弁はいたしておりますが、私もはいまの最高裁の所見というものに関係はしておりませんということをはつきり申し上げておきます。これは法務省が訴訟当事者としての考えでいたしたのでございます。

○大森創造君 青法協の方針そのものは、いいと思うか、悪いと思うか。

○説明員(香川保一君) その点については、とかく申し上げる必要はないと思ひます。

○大森創造君 長沼ナキ事件について見解を出すのはどうだらう。

○説明員(香川保一君) 誤解のないように、くどいようでございますが、今回の忌避の申し立ては、青法協がいろいろの政治活動をしておる、あるいは長沼の支援活動をしておること自体を非難するといふふうなことで毛頭ないのでありまして、長沼の支援活動をしてる会に所属して、そのことも別に非難しておるわけではないのでありまして、所属しておるから、当該裁判をした場合に、外部から見れば、そういう支援活動をしてる団体に属しておる者が当該事件の裁判をするといふことになりますれば、外から見れば裁判の公正について疑問が生ずるということ、そういうことは裁判の権威を維持するために好ましくないといふこと、だからその裁判だけは関与しないでいただきたい、かような趣旨が忌避の申し立てなんでございます。青法協の活動がいいとか悪いとか、あるいはそれに所属することがいいとか悪いとかいふふうなことは、全然関係のないことでございませう。

○大森創造君 そうすると、この青法協に所属するといふことが忌避の理由にはならぬのであつて、忌避に関係がないことである、しかし世間の誤解を招くからと、そういうことかな。

○國務大臣(小林武治君) 先ほどからお答えしているように、青法協会員であるからどうだという趣旨で忌避をいたしておるのではない。このことが直接この問題に関係しておると、こういうことの答弁はいたしておりますが、私もはいまの最高裁の所見というものに関係はしておりませんということをはつきり申し上げておきます。これは法務省が訴訟当事者としての考えでいたしたのでございます。

○大森創造君 青法協の方針そのものは、いいと思うか、悪いと思うか。

○説明員(香川保一君) その点については、とかく申し上げる必要はないと思ひます。

○大森創造君 長沼ナキ事件について見解を出すのはどうだらう。

○説明員(香川保一君) 誤解のないように、くどいようでございますが、今回の忌避の申し立ては、青法協がいろいろの政治活動をしておる、あるいは長沼の支援活動をしておること自体を非難するといふふうなことで毛頭ないのでありまして、長沼の支援活動をしてる会に所属して、そのことも別に非難しておるわけではないのでありまして、所属しておるから、当該裁判をした場合に、外部から見れば、そういう支援活動をしてる団体に属しておる者が当該事件の裁判をするといふことになりますれば、外から見れば裁判の公正について疑問が生ずるということ、そういうことは裁判の権威を維持するために好ましくないといふこと、だからその裁判だけは関与しないでいただきたい、かような趣旨が忌避の申し立てなんでございます。青法協の活動がいいとか悪いとか、あるいはそれに所属することがいいとか悪いとかいふふうなことは、全然関係のないことでございませう。

○説明員(香川保一君) さような趣旨でございますが、忌避と同趣旨の制度としまして、裁判官の除斥あるいは回避の制度が設けられておるわけでございます。たとえば当事者と近い親戚関係にあるという場合には、当然その裁判官は、その裁判に關与してはならない。あるいはまた、そういう除斥の事由あるいはそれに近いような理由があつたりあるいは忌避の理由があるような場合には、裁判官がみずから進んでその裁判に關与しないという意味の、回避をするという制度がございます。このような同趣旨の制度をお考えいただけばおわかりになりますように、たとえば当事者と親戚関係にあると、そういうことでありまして、その裁判官が不正な裁判をするという筋合いのものではないのでありますけれども、いかに裁判官が公正に裁判しても、外から見ると、あれは親戚だからああいう裁判をしたのだというふうに見られたのでは、裁判の公正保持に不利は権威の維持のためには好ましくない、かような趣旨で除斥、忌避あるいは回避の制度が設けられておるわけでありませう。そのような趣旨のものでございませうから、決して当該裁判官に対する人格的な攻撃とか、不正なことをやるのだというふうな意味の申し立てでは毛頭ないわけでございます。

○大森創造君 どうもいまの趣旨とは逆な悪い影響を全国に与えているような気がして私にはならないのだ。法務省がいま私に答弁しているようなこととでなくて、そういう大臣おつもりでやったのかしれないが、現在全国に与えている影響はそんなものでないような気がするのです。悪い逆な影響があるような気がする。だから、裁判官になり手が少なくなることはよくわかるんだ、弁護士になる人は多いけれども、裁判官の価値判断は狂つてしまふ。こういうチャチな裁判官なんかにはなるものかという空気が全国にびまんしている。何だか知らぬけれども、ひきょうな感じがする、いまの政府のやり方は。これは私の一方的な見解だからいいわ。何とも私は、よっ

ばど警戒せぬという、あなた方が主張している、そして事務的にこうするのは当然であるというふうなことを言われていますけれども、与える影響は非常に悪く影響していると思う。

そこで、青法協、これはどうなんだ、裏を返すという、たとえばあの平賀書簡の飯守さん——これは説明するまでもないでしょう、皆さん方よく御存じだから。飯守鹿兒島地裁所長が、自民党の国民協会の機関紙に「造反裁判官を許すな」と題していろいろのことを書いています。こういうのは忌避の理由にはせぬかな。それから、私に言わせれば、平和憲法をじゃまものだと言ふような思想の持ち主、それからそういう団体に所屬しているということとは、何かこじつけて忌避の理由になりそうな気がぼくはするのでありますね。

きようは時間ありませんから口火だけ切っておきます。御注意していただきたいと思うのですけれども、司法研修所の憲法の講義の内容なんか、私隔ててみたいと思うのです。きようの三十分の時間では質疑とても尽くせませんし、私は専門家でないから何でも、あとからひとつ質疑がされると思いますが、きようは口火だけ切っておきます。どうも私はこの処置はふに落ちない。少しこそくじやなかるうかと思うのだ。だからこれがよく、これは。だからが官僚主義だ。

以上できようは終わります。

○龜田得治君 静岡の刑務所の問題でお聞きするわけですが、その前に、いま大森委員から取り上げられた問題であります、これは非常にせんだったの最高裁事務総長の談話とも関連して重要な問題であり、また非常な専門家の間でも関心が高まっている問題です。これは短時間ではなかなかこまかい論議ができませんので、いづれ別個な機会で十分審議をしたいと思っておりますが、ただいま大森委員から法務省とのやりとりの中で、二つだけとりあえずこの点は確かめておきたいと思つた点がありましたので、二点だけお尋ねをいたしておきます。

その第一は、長沼訴訟に対する支援活動という表現を使われておりますが、その中身はどういうことなのか、支援の中身ですね、いろいろ具体的に考えられるわけですね、どういう行動なり動きを支援活動と言っているのか、この定義から確定しておいてもらわないと、先に行つていりや支援活動というのはこんな意味だということになったんでは、これはなかなか議論をする基礎がくずれますから、これはまあ一つあなたのほうからお答え願いたいと思います。

それからもう一つ、一緒に聞きます。大臣にお答え願いたいのですが、忌避をするについて、事務局から報告があり、それに対して自分としては承認を与えた、こうおっしゃる。そのことはから想像いたしますと、単なる報告ではないようですね、そういう理解していいの。大臣が承認を与えて、それで事務局が忌避の文書を裁判所に出した、単なる報告じゃない、承認を与えた、こういうふうに理解すべきだと思ひますが、大事な点だと思ひますので、ひとつ確かめておきたい。

そしてもう一つは、総理大臣にはこれも報告はした——報告といひますか、連絡はとつた。これは事務局とあなたの間の強さのものでもないような感じを受けておるんですが、時点としては忌避の申し立てが裁判所へ現実に出される前の時点のように思ひますが、そういうことかどうか。それから連絡のしかたもいろいろありますね。その時点の問題と、それからもう一つは、電話等でこういうふうに行つておるというふうな場合と、あるいは閣議なりあるいは閣議の終わったあとに総理に直接お会いになつて、そうしてお話をしたということなのか。これははいふ内容が違ふと思うんですね。

それから第三点は、これは単なる報告なのか、やはり総理の判断を求めるような意味のものなのか、これも微妙だと思ひますが、この点ひとつ大臣のほうから。

○國務大臣(小林武治君) 私がそういう事務局から話を受けて、よろしいと私がそれを承知した

と、こういうことでございます。

それから、総理の關係は、了解を得るべき事柄であります。総理には、このことは私は、全くありのまま申し上げますが、参議院の予算委員会の席上、私はうしろから行つて、こういうことをやりますよと、こういうことを言つた。したがって、よろしいとか、悪いとか、そういうことを受けるつもりで私はやつたつもりではございません。こういうことをやると、少なくともそのくらしいことは知らしたほうがいいだろうということとで知りました。これでおわかりだと思ふ。したがって、事前において私は承認を与えた。それから、総理にはわざわざ言つたのではない。予算委員会、みなあそこには並んでいるから、うしろから、こういうことをやります、こういうことだけ知らせた。

○龜田得治君 事前ですね、総理の件も。

○國務大臣(小林武治君) 事前。しかし、これは指示を受けたり了解を得るという問題じゃありません。そういうことを私がやりますというのを単純に知らせた、こういうことに御了解願ひます。したがって、ただそうかと言つただけの話です。

○龜田得治君 そうかとおっしゃつた。

○國務大臣(小林武治君) そうかと言つぐらひは言うでしよう。

○説明員(香川保一君) 現在裁判所に係属中でございまして、詳細な支援活動の内容はごかんべん願ひたいと思ひますが、抽象的に申し上げます、自衛隊は憲法違反であるというのを一般に周知させて七〇年代の安保廃棄に向かつての運動を展開しよう、こういうふうな趣旨で、いろいろの具体的な長沼事件の調査なり、あるいはそれを、何と申しますか、原告側に——というよりは、自衛隊違憲論を導き出すようないろいろの討論のつどいを行つておる、こういうふうなことでございまして。

○龜田得治君 それじゃいづれの場合にいたしまして、静岡刑務所の問題に移ります。これは若

干、時間あまりありませんから、お尋ねをいたします。できるだけ簡潔にひとつお答えを願ひたいと思ひます。

けきの新聞で、いわゆる非常に驚くべき犯罪をやつた金婚老、この人が静岡刑務所にいて、出刃ばちようなり、あるいはやすり、それから毒物らしい粉末などが出てきた、持つておつた、それがわかつてきた、こういうことで、これは非常なショックを全国に与えていると思ひますね。まあガスの爆発があつたり、飛行機の乗つ取りがあつたり、いろいろ世間を驚かすようなことがずいぶん多いわけですが、この法務省関係で、法律の取り締まりの元締めというところで、このようなことがあつたのかということ、この与える影響というものは非常に大きいと思ひます。おそらく法務大臣も、また矯正局長も、頭を悩ましておると思ひます。当初にひとつ大臣のほうから、こういう事件が起きてどのようなお気持ちを持つて対処されているのか、その大臣としてのお気持ちなりをお聞きたい。そのあと局長のほうから、こういう事件が発覚して、どういう段取りを一体とおつておるのか、この事件に対して、その点をまずお聞きして、その上で若干お尋ねをしたいと思ひます。

○國務大臣(小林武治君) お答えをいたします。私も、起こり得べからざることを起こつておる、こういうことで、非常に遺憾に存じておるのでありまして、とにかくこれは刑務所の綱紀の重大な問題であるということでございまして。まだ調査の結果はわかりません。きよう矯正局長からの係の検事も参つておるようでありますから、その真相等はできるだけ至急取り調べまして、そうしてまたこの席にも御報告をいたしたいと存じておりますが、私どもも刑務所として全くこれはだれも考えられないことが起きたというふうなことに思ふのであります。しかし、必ず中に何らかの綱紀の重大な欠陥がある、かように考えますので、いまのように調査を急いでおる。そうして、できるだけ真相を明らかにして、これに厳重に対処して

いかなければならぬと、こういうふうに考えておられます。

○政府委員(勝尾鏡三君) 本件につきましては、昨日の晩の七時ごろに私のところへ現地から電話の報告があったのでございます。その電話を聞きましたときには、私自身も、信じられないと申しますか、非常なショックを受けまして、とにかくほんとうにどうしよう——出刃ぼうちやうといつてもどういふものなのか、これをまず確かめたいというところで、直ちに、とりあえず直近の監督官庁であります東京矯正管区の担当の第二部長を昨夜、保安課長を随行させまして、静岡へ差し向けたわけでございます。そうして、けさ方、とりあえず管区の二部長だけを東京に返しまして、それまでに判明した事実を確かめた結果、いまお尋ねのございました刃渡り二十一センチ全長三十三センチのステンレスのほうちやう、さらに全長十一センチやすりの部分が七センチ五ミリという柄のついた目立てやすり、さらに約四グラムのビニールの小さな袋に入れた白色の錠剤を砕いたものではないかと思われる粉末、これらを金婚者が房内に所持していたという事実が、とりあえず確認されたわけでございます。

そこで問題は、やはり十センチ前後のやすりだとか、あるいはたばこだとか、あるいは四ミリ程度のそういう粉末といったものは、たとえば差し入れの本の中に綴じ込むというような形で不正に授受されるということは一応考えられないでもないのですが、三十三センチという長いほうちやうといふことについては、とうてい通常の考えられる手段では本人の手に入るということとは、まず、私の経験と申しますか、常識では、通常の方法ではとうてい入り得ないものだということに考えましたので、これはやはり、本省のほうの、私のほうの責任で徹底的な調査をする必要があると考えまして、管区の二部長と入れかわりに、私のほうの局の検事と保安課長の補佐を現地に差し向けまして、入手経路、あるいはそういうものを所持した目的等について、早急に徹底的な調査をするように指示をして現地に差し向けたというのが、現時点の状況でございます。

○龜田得治君 この粉末は毒物ではないかということが一つ問題点として出ておるのですが、その点はまだ十分な調査はできていないのですか。

○政府委員(勝尾鏡三君) 粉末の点につきましては、今朝の午前一時に、静岡地方裁判所によりまして、いまのほうちやうとやすりとそれから粉末が押収の手続がとられております。それで、私のほうといたしましては、検察庁に連絡をいたしまして、検察官のほうから裁判所のほうに、その粉末について静岡薬科大学に至急その鑑識をしてもらいたいという申し入れをしております。したがって、その鑑識の結果ができれば、すべて性質等は明らかになると思っております。

○龜田得治君 それから、ライターは、まだ油があつて使える状態のものですか。

○政府委員(勝尾鏡三君) 御指摘のとおり、使えるものでございます。

○龜田得治君 この刑務所長が記者会見をして、たのめずと拝見いたしますと、看守がおどされに言っているんです。非常に重大だと思ふのです。こんなばかげたことは絶対ありませんという所長から言われておるわけですが、そういうことがふうに考へておるのか。さっきの説明ですと、あり得べからざることであり、したがって内部的に相当問題があるように思ふというふうに、きわめて遠回しにおっしゃっておるわけなんです。どういふふうにその辺は見えておられるのか。おそらく所長とも局長は連絡をとっておられると思ひますが、どうなんですか。

○政府委員(勝尾鏡三君) 本件の場合については、たしてさうであつたかどうかということは、すべて調査の結果を待たなければ明確なことは申し上げることができませんが、一般論として、従来刑務所等にあつた事故等を思ひ浮かべまして一般論として申し上げますと、いわゆる看守、第一線の

職員の仕事の中に、いわゆる利欲で誘われて物品の不正授受の橋渡しをするという場合、あるいは最初何げなしにある収容者に対して便宜を与えた、さうしますと、その次にさらに以上以上の不当な便宜供与の要求がなされた場合に、それに応じないとの便宜供与を公開するというような、いわゆるおどし、これによつてずるずる入り込んでいくという場合、こういう場合が過去の例の中に見受けられるわけでございます。おそれなく、所長がそういう趣旨の発言をいたしたとすれば、いわゆる処遇上何か軽い便宜供与を与えた、それを種にして次から次へと重大な便宜供与をするようにはめ込まれたというような場合も想像されるという趣旨で申し述べたのではなからうかと思ひます。なお、職員の問題が出ましたのは、そういう過去の例からの一つの推測として言つたのであらうと思ひますが、当初私が申し上げましたように、通常のいわゆる差し入れ物品の中にまぎれ込まして入れるというふうにしては、あまりにも大きいものでございます。といたしますと、結局、施設内における人間と申しますと、職員、あるいは、御承知と思ひますが、収容者の世話をしております、あるいは清掃等をやっております経理夫という受刑者がおりますが、そういういわゆる犯人と日常接触をしている人間との間からこういう事案が想像されないうこともないということ、いま言った所長の談話になつたと、このように承知いたしております。

○龜田得治君 それはいづれ十分調査をされることと思ひますが、もう一つニュース関係を見てふに落ちないのは、三月二十五日の金婚者の公判廷において、金婚者が爆発物を差し入れられたことがあると、こういう意味の発言をしておるのです。これはきわめて重大なことですか。それで、これは山根弁護士がだれかに語つたところによりまして、房外でそれに火をつけて確認してみた、看守もそれを見ていたということまで言っているわけですね。金婚者の発言がそのとおりかどうか、これも確かめてみなければならぬでしょうが、し

かしいやしくも公判廷においてそういうあり得べからざるが出てくるわけですね。当然検察官も立ち会つておるわけですから、その段階において十分な私は金婚者の静岡刑務所内における処置について調べるべきものだと思ひます。それがなされないで、結局金婚者が山根弁護士に語つたことから本件が外部に漏れてきた、明るみになつたと、あまりにも私は法務省の内部の連絡等がおかしいと思ふんですね。検事はそこまでの役割りはない、おれは公判廷をやつておればいいんだ、そんなものではなからうと思ひます。そういう点は、これは一体どう理解していいんですか。

○政府委員(勝尾鏡三君) お尋ねの点につきましては、三月二十五日でございますが、その直後だと思ひますが、静岡刑務所の側におきまして、本人が房の外に出ておる留守中に、倉房全体にわたつて綿密な捜査、検案をやると同時に、関係の職員について一応の事情の聴取をいたしておりますが、その結果については、そういう事実は認められなかつたようでございます。しかし、いまの御質問のように、爆発物ということになりますと、きわめて重要なことでございますので、その点についてはさらに十分な調査をするように、本日静岡へ派遣いたしました検事に私のほうから指示してございますので、その結果を待つてさらに明らかにしたいと思つております。

○龜田得治君 それは金婚者のそういう公判廷における発言があつて調べたと言われますけれども、その点がどのような調べなのか、具体的に明らかにしてほしいと思ふんです。ほんとうに調べておるのであれば、今回のような出刃ぼうちやうにしたって、事前に刑務所側が探知しなかつたわけですね、それができておらぬわけですね。だから、そういうことから見ても、爆発物の問題、そんなことはなかつたと言ふことで私は済まされぬのじゃないかというふうに思ひます。それはまあ十分調べてください、本件の出刃ぼうちやうなどとともに、非常に関連性があるように

思います。

それで、たとえば鉄片の探知器ですね、こういったようなものはこの刑務所には備えてあるんですか。そうしてまた、特別なそういう被疑者、被告人等については、どの程度房内を調べる、あるいは毎日やっておるかとか、その辺はどういうふうになっておりますか。

○政府委員(勝尾三三) 最初の第一点といたしまして、金属発見器の備えつけの問題でございまして、現在矯正施設全部につきまして、収容者の活動を勘案いたしまして、大型の金属探知器、あるいは小型の金属探知器、あるいは携帯探知器等、規格において若干の相違はありますが、全部配置してございまして、静岡刑務所につきましては、本所に三台、浜松、沼津の支所に一台ずつ配置してございまして、これは、主として差し入れ物品がございまして、その差し入れ物品について金属等が混入されていかどうかということについて、差し入れ物品を取り扱う係のほうで使用しているものでございまして。

それから、第三点のお尋ねの捜査の方法でございまして、すでに御承知のことと思いますが、居室内の捜査・検察、身体・検察に分かれるわけですが、身体・検察は、身体・検察につきましまして、房の出入の際、たとえば出延のために出かける、あるいは運動のために出かける等の房の出入の際に、必ず捜査をするということに相なっております。しかしながら、その捜査の方法につきましては、一番厳格なのがいわゆる簡易検身でございます。その次の検身はいわゆる簡易検身。一番簡単なのは触手検身でございまして、裸検身につきましては、人権上の問題等もございまして、よほど緊急差し迫った場合でない、これは現在ほとんど行なっておりません。簡易検身と申しますのは、たとえばシャツのボタンをはずして、中が見える程度のそういう検身。触手検身というのは、要するに着衣の上からさわって検身をするという方法でございまして、一般的に申し上げますと、未決等については触手検身で済ませていると

いうのが実情のように承知いたしております。

それから、居房の捜査でございまして、これもいわゆる畳を全部ひっくり返し、ふとんの綿の中まで、あるいはまくらのカバーの中までといったような徹底的な捜査をする場合、これは職員の手の手の關係あるいは時間等の關係で、所長がその必要を認めるときに随時行なうということに相なっておりますが、大体全国の状況を見ておきますと、一週間に一回ないし二回というのが限度のようでございます。それ以外に、毎朝、起床点呼・点検というのがございまして、その際には通常収容者を舎房から廊下に出しまして、そこですべて収容者のほうの健康状況あるいは衣服の中に何か持っていないかといった程度の触身検査程度で済ませ、舎房の中につきましては、重点的に、本日は畳の中をおもに見る、本日はまくらをおもに見るというふうな、いわゆる重点を一所ぐらいいきめまして捜査をするということ、いわゆる綿密な捜査、簡略な捜査、これを盛り合わせてやっているというのが実情でございまして。

○亀田得治君 探知器は、差し入れの弁当とか、そういうものにおもに使われておるようなふうにいまとったわけですが、特殊な方については、部屋全体なり探知できるような、そういうものが必要なんじゃないですか、そのほうが手とり早いですが、まあ事実調査を十分やらないとわからぬですが、相当長期間金婚老がこれらのものを持っておったように思われますね、どうも。その間、いまの説明ですと、いろいろなやり方でお調べになっているわけですが、おそろくみんなそれがはずれているのではないかというふうに思いますが、だから、ほんとうにそういう優秀な探知器を備えるということは非常に必要だと思うのです。が、そういうものはまた法務省にはないわけですか。

○政府委員(勝尾三三) 御指摘のとおりでございまして、いわゆるそういう部屋全体を探知するガイガー器のような何か性能のいいもの、これをぜひ備えつける必要がある。現在までは、いわゆる差し入れ物品の検査器の補充でいさか手が回りかねたということ、それから新しい性能のいい機械の試作ということを關係の会社等と相談をしている段階でございまして、まだこれが備えつけるところまでは至っていないのでございまして、今回の事件の発生を見ましてその必要性を一段と痛感いたしましたので、これにつきましては早急に整備を検討するつもりでおります。

○亀田得治君 ちよっとこまかいことを聞きますが、差し入れに關するいろいろなこまかい規定を見ますと、何か座ぶとんも入るようですが、実際にそれは入れさしておるわけですか。

○政府委員(勝尾三三) 御指摘のように、省令によりまして自弁物品の許可品目の中に座ぶとんが入っております。しかし、この点につきましまして、私といたしましては、官給品で間に合うものは、この種のものではできるだけ官給で間に合うようにいたしたいということで、座ぶとんにつきましても最近新しい繊維でいいものもできてまいっておりますので、できるだけ座ぶとん等の差し入れにつきましましては備えつけのものを使用させるように指導はいたしておりますが、中にはやはり健康上の理由とかで、備えつけの座ぶとんでは薄過ぎるとかあるいは小さ過ぎるということで、いわゆる保健上のような観点で希望をする場合には許可をしております。この金婚老の場合には、座ぶとんの許可をしたのですか、調べてないのですか。

○政府委員(勝尾三三) そこまでまだ私も調べておりません。

○亀田得治君 まあいろいろお調べになってあらためて報告願いたいと思っておりますが、そこで最後に大臣にもう一度お尋ねしておきますが、これは調べの結果がどのように出てくるかはそれに待たなければなりませんが、いずれにしても刑務所内における管理として大きな欠陥が考えられるわけですね。法秩序ということに対する一つの大きな不安感を与えたということ、これは社会的に政治的に大きな責任があると思うのです。こういう

点について、法務大臣として私は責任を感じな

きやいかなと思うのです。第一義的にはもちろん静岡刑務所長だと思っておりますが、その点のひとつ御所見だけ最後に承っておきたいと思ひます。

○國務大臣(小林武治君) これはもうきわめて遺憾な大事件である、したがって十分にこれはみんなが關係者は責任を感じなければならぬまいと、かように考えております。

○委員長(小平芳平君) 小林大臣から、あるいは局長から、問題の経過を詳細に調査して報告してくださいという御答弁でありますので、そのようにお願いしたいと思ひますが、私が疑問に思ひますことは、これだけのことが行なわれていて、おそろくその關係者の間にはいろいろなうわさがあつたと思ひます。それはもう一人の人が、看守がおどされて次から次へ深みに入つたというふうなことがあり得るという御答弁でありましたけれども、一人の看守が二十四時間毎日見ているわけでもないわけですので、おそろくいろいろなうわさがあつたと思ひますが、そういううわさについては何ら報告は受けておりませんか。

○政府委員(勝尾三三) これも実は調査の過程において十分究明していくように私どものほうから指示してあるところでございますが、うわさといひましては、この金婚老の処遇に關連して少し甘やかしているのではないかと、けしからぬといひたような趣旨の話が職員の間から出ていたといううわさを私自身は聞いておりましたので、率直に申し上げますと、昨年の暮れごろからそういううわさが私の耳に入りましたので、東京管区のほうにも指示をいたしまして、もし不合理な特別処遇ということがあるとすれば、それを正しうて処遇に直すように措置をしてもらいたいということを指示をいたしまして、ことしの三月以降は、その点、従来いろいろ言われていたうわさについては私のほうの耳に入らなくなつたといひたいと思ひますが、とにかくそういううわさが一時私どもの耳に入つたということは事実でございまして、この点についても究明をする

ように指示してございます。

○委員長(小平芳平君) そういう刑務所という特別なところでありますので、一般社会のようには、うわさがあつたからといって、すぐ問題として第三者が取り上げるようなわけにいきませんので、先ほど来十分な検査をしているというお話でありますけれども、そういう点も今後の事件の再発防止の参考にしていただきたい、このように思っているわけですが。

他に御発言もなければ、本件に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十八分散会

四月十七日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は三月十八日)

一、裁判所法の一部を改正する法律案

四月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、中国輸出商品交易会への在日中国人の参加

実現に関する請願(第一八一五号)

一、名古屋矯正管区等六管区に交通事犯者集禁刑務所設置に関する請願(第一八二三号)

第一八一五号 昭和四十五年四月四日受理

中国輸出商品交易会への在日中国人の参加実現に関する請願(八通)

請願者 神奈川県川崎市下並木七〇 稲村

嘉一郎外七十九名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一四九七号と同じである。

第一八二三号 昭和四十五年四月六日受理

名古屋矯正管区等六管区に交通事犯者集禁刑務所設置に関する請願

請願者 神戸市須磨区榊昌寺町一ノ一 条

久吉

紹介議員 八木 一郎君

小林 章君

鶴岡 哲夫君

久保 等君

森 八三三君

武内 五郎君

任田 新治君

秋山 長造君

寺尾 豊君

小林 武君

柴田 栄君

阿部 憲一君

山下 春江君

温水 三郎君

小柳 勇君

片山 武夫君

山本 杉君

藤原 道子君

長谷川 仁君

田代 哲也君

高橋 衛君

成瀬 福治君

山本 利壽君

吉武 恵市君

田中 茂穂君

鈴木 亨弘君

松平 勇雄君

岩動 道行君

川村 清一君

井川 伊平君

西田 信一君

安田 隆明君

渡辺 一太郎君

瓜生 清君

北村 暢君

古池 信三君

戸田 菊雄君

平井 太郎君

二木 謙吾君

横川 正市君

中村 波男君

松下 正寿君

源田 実君

大谷 藤之助君

向井 長年君

渡谷 邦彦君

近藤 信一君

木村 睦男君

小枝 一雄君

平島 敏夫君

米田 正文君

石原幹市郎君

伊藤 五郎君

高橋雄之助君

吉田忠三郎君

2 前項の未遂罪は、罰する。

(航空機強取等致死)

第二条 前条の罪を犯し、よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

(航空機強取等予備)

第三条 第一条第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、三年以下の懲役に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減軽し、又は免除する。

(航空機の運航阻害)

第四条 偽計又は威力を用いて、航行中の航空機の針路を変更させ、その他その正常な運航を阻害した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

(国外犯)

第五条 前四条の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 第三条ただし書の規定は、この法律の施行後に自首した者がその施行前にした行為についても、適用する。

昭和四十五年五月八日印刷

昭和四十五年五月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局